

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	R6西部 集 1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 三原村長 田野 正利		(所在地) 高知県幡多郡三原村来栖野346番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	亀ノ川字 カゲチ山	1037	9	7-24	山林	0.62	ヒノキ	54							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀ノ川字 カゲチ山	1037	9	7-24	山林	0.62	ヒノキ	54					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 高知県幡多郡三原村来栖野346番地 三原村長 田野 正利 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所													

（記載注意）

- （1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。
- （5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	R6西部 集 2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 三原村長 田野 正利		(所在地) 高知県幡多郡三原村来栖野346番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	亀ノ川字 上サコ山	1074-6	20	5-5	山林	1.48	ヒノキ・スギ	68 76							
												乙は、存続期間中に 間伐を1回実施するものとする。なお、間伐 の手法は樹木の生育状 況に合わせて保育間伐 又は搬出間伐のいずれ かを実施するものとする。	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算 定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採 の結果生じた木材の販売による収益は乙 のものとする。 （2．留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費 は乙が負担するものとする。	（経営管理実施権が 設定されない場合） 〈時期〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。 〈相手方及び方法〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	対象範囲は 別添図面参 照
										乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は車道からの目 視によって判断できる 限りで行う。					
										乙は、経営管理を行 うために必要な場合は 森林作業道を開設する ものとする。					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀ノ川字 上サコ山	1074-6	20	5-5	山林	1.48	ヒノキ・スギ	68 76					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 高知県幡多郡三原村来栖野346番地 三原村長 田野 正利 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所													

（記載注意）

（1）

この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）

共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）

（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、
実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部
について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）

（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。

（5）

（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号		R6西部 集 3		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 三原村長 田野 正利			(所在地) 高知県幡多郡三原村来栖野346番地				
				経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	柚ノ木字 ヲヲギザコ山	1308-13	22	6-2	山林	3.35	ヒノキ	67	広告の日から	2030. 3. 31	乙は、存続期間中に 間伐を1回実施するものとする。なお、間伐 の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐 又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算 定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採 の結果生じた木材の販売による収益は乙 のものとする。 （2．留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費 は乙が負担するものとする。	（経営管理実施権が 設定されない場合） 〈時期〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わない。	対象範囲は 別添図面参 照
										乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当該巡視は車道からの目 視によって判断できる 限りで行う。				
										乙は、経営管理を行 うために必要な場合は 森林作業道を開設する ものとする。				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	柚ノ木字 ヲヲギザコ山	1308-13	22	6-2	山林	3.35	ヒノキ	67					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所高知県幡多郡三原村来栖野346番地三原村長 田野 正利 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所													

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、
実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部
について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R6西部 集 4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 三原村長 田野 正利		(所在地) 高知県幡多郡三原村来栖野346番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	柚ノ木字 ヲブギザコ山	1309-4	22	5-12	山林	0.66	ヒノキ	64 66	広告の日から	2030. 3. 31	乙は、存続期間中に 間伐を1回実施するも のとする。なお、間伐 の手法は樹木の生育状 況に合わせて保育間伐 又は搬出間伐のいづれ かを実施するものとし る。	（１． 甲に支払われるべき金銭の額の算 定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採 の結果生じた木材の販売による収益は乙 のものとする。 （２． 留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費 は乙が負担するものとする。	（経営管理実施権が 設定されない場合） 〈時期〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。 〈相手方及び方法〉 乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	対象範囲は 別添図面参 照
										乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡 視を行うものとし、当 該巡視は車道からの目 視によって判断できる 限りで行う。				
										乙は、経営管理を行 うために必要な場合は 森林作業道を開設する ものとする。				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	柚ノ木字 ヲヲギザコ山	1309-4	22	5-12	山林	0.66	ヒノキ	64 66					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所 高知県幡多郡三原村来栖野346番地 三原村長 田野 正利 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所													

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、
実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部
について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。